

## 情報提供受付窓口について

事務局

### I これまでの受付件数 (平成18年3月13日 9:00現在。)

<u>受付件数</u>	<b>218件</b>	(内訳)	E-mail	179件
			郵送	14件
			電話	21件
			ファックス	4件

前回報告 (第7回委員会：平成18年2月27日開催「参考資料2」)

受付件数      191件

### (参考) 窓口の開設

#### 1 開設日

平成17年12月28日 (水)

#### 2 提供を求めた情報

主として建築確認業務、建築設計業務、建設業、不動産業等に関係する者からの構造計算書偽装問題に関して、現行の検査・確認体制の改善に資する情報又は意見を求めています。

#### 3 情報提供の方法

郵送、電話、ファックス、E-mail (国土交通省HPからの入力を含む。)

## II 寄せられた意見

注1： 下線部分は、プライバシー等に配慮し変更した部分です。

注2： 「意見等の内容」は、情報提供者の意見等を記述したもので、その内容は、本調査委員会や国土交通省の見解を示すものではありません。

注3： No.1～60の意見は、第3回委員会・「資料7」に記載。

No.61～86の意見は、第5回委員会・「参考資料1」に記載。

No.87～133の意見は、第7回委員会・「参考資料2」に記載。

No.	属性	意見等の内容	備考
134	氏名あり 連絡先あり	<p>構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会 御中 前略</p> <p>私は、(市名)市で総合建設会社および一級建築士事務所を経営しながら、公共工事の入札制度等について実務者の立場から批判・提言をする機会をいただいている者でございます。</p> <p>(現在、(県名)県発注技術検討委員会の委員を務めております。また、(市名)市議会議員クラブ主催の研修会等さまざまな場で講演を行なっております。)</p> <p>構造計算書偽装問題につきまして、建築に携わる者のはしくれとして一言申し上げたいと思い、「建築制度の改革提案」をまとめました。</p> <p>添付ファイルとしてお送りいたしますので、ぜひご一読いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、ご意見・ご批判等をいただけましたら幸いです。</p> <p>草々</p> <p>「良い建築・安い建築」を実現するための、建築制度改革の提案 ～耐震強度偽装事件を踏まえて～ 株式会社 (会社名) 代表取締役 (氏名)</p> <p>1. はじめに</p> <p>私は、清水建設株式会社で構造設計業務に6年、施工管理業務に22年従事した後、株式会社(会社名)を設立し、一級建築士事務所として17年、総合建設会社として7年の間、設計者、施工技術者、そして企業経営者として建築というものに携わってきました。</p> <p>そして、この約45年の体験を通して、現在の建築に関するいくつかの制度が「良い建築・安い建築」を実現する妨げになっていると、強く感じてきました。</p> <p>そんな中発生したのが、昨年11月の耐震強度偽装事件です。</p> <p>この事件では、何十棟もの建築物で耐震強度偽装が行なわれ見逃されてきたことの原因や背景について、すでにさまざまな立場から多くの意見が出されていますが、私は、その中でも特に「建築確認」という制度そのものに極めて重要な問題があると考えています。</p> <p>この建築確認制度の問題点について、これまでも私は折にふれて述べてきましたが、図らずもこの事件によってその問題の一面が明らかになったと感じています。</p> <p>一方で、事件発生後、各種関係団体等から偽装防止のための提言がなされ、国交省によってさまざまな対策が立てられようとしています。</p> <p>この対策の内容についてもさまざまな方向が見受けられますが、それらのなかには「建築」というものの多様な側面を理解していない不適切なもの、つまり、国民の「良い建築・安い建築」の実現をますます妨げるものがあるように思われます。</p> <p>そこで、この事件を踏まえて、今一度“建築の技術の現状はどうなっているのか”を考え、“建築に関して誰にどのような権限と責任があるのか”“建築について、どのような制約が加えられるべきであり、加えられるべきでないか”“今後どのような制度が必要か”ということについて、“建築発注者が良い建築・安い建築を実現するために”という観点から述べてみたいと思います。</p>	

## 2. 「建築」の制度化とその問題点

### (1) 建築技術の高度化・専門化

歴史を紐解くと、時代が下るにつれ建物の規模はどんどん大きくなり、技術的に極めて高度で複雑なものになってきたことがわかります。建築件数も飛躍的に増え続け、狭い国土に数多くの多様な建物が建てられるようになりました。

このような社会の変化にしたがって建築には多くの者が携わるようになり、各技術が専門分化していきました。特に、明治になって西洋建築の技術が導入され主要建築物の主流になると同時に、「設計」と「施工」が明確に分離されます。そして現在では、その「設計」という作業もさらに「意匠設計」「構造設計」「設備設計」という3つに大別され、それぞれの専門技術者でなければできないような内容になりました。

今回問題となった「構造設計」について言えば、それ自体相当高度な専門技術であり、例えばある構造設計書の内容に問題（法の基準に適合しない部分）があるかどうか、偽装がなされているか否かということは、構造の専門技術者であっても一見してわかるものではなく、それを判断するには相当の手間・時間を要します。

ましてや、一人の設計者が設計の全ての分野について把握したり判断したりすることは、現実的に不可能だといわざるを得ません。一級建築士という資格を持っていることは、ごく基本的な事項を内容とした資格取得試験に合格したということにすぎず、実務として経験している以外の分野については、ほとんど判断できないのです。

### (2) 建築に対する制限制度

第2次大戦後まもなく、急激な建築需要の増大という背景の中で、建築というものに対して公的な制限がいくつも加えられました。

「設計」に関しては、1950年に建築基準法と建築士法が制定され、①設計内容（建築物の敷地、構造、設備）に関する基準・制限が設けられるとともに、②建築士の資格を定めて建築物の規模・用途等に応じて設計をすることができる者を制限し、さらに③一定規模・用途の建物を建てるにあたっては、建築計画（設計）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事という公の機関に確認を求め、確認済証の交付を受けなければならない という制度が作られました。

また「施工」については、1949年の建設業法により④建設業者を許可制とするとともに、建築基準法で⑤建築物の規模・用途に応じて建築士が「工事監理（工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること）」をすることを義務付け、⑥建築主事による工事完了の検査を受けなければならない こととされました。

なお、その後、⑦特定行政庁（県・市など建築主事を置く行政単位）の指定する工事については中間検査を義務付ける という制度が加わりました。

また、この「確認」や「検査」は、建築主事だけでなく、国交省大臣の指定を受けた者（民間の確認検査機関）によっても行なうことができるようになりました。

### (3) 公的制限制度の疲弊

先に述べた制度のうち建築確認制度（③）は、民間の設計者の設計に関する知識・技術レベルは高いものではなく、建築士の資格を持った者の設計であっても行政の側でチェックしておいたほうが良い という法制定当時の状況に基づいて作られたものです。

また同様に、工事監理制度（⑤）は当時の建設業者の技術力や意識に対する不信任に基づいて、建築士が「監理者」として建設業者の施工をチェックする制度であり、完了検査制度（⑥）や中間検査制度（⑦）はさらに行政によってチェックする制度です。

しかし、制度制定後長い年月が経過し、その間に建築技術は飛躍的な発展を遂げると同時に、建築件数も莫大なものになりました。そして、建設業者（総合建設会社だけでなく、専門工事会社やメーカーも含む）の知識・情報・技術力が建築士のそれを上回ってしまい、建築士による施工のチェック（工事監理）は極めて形式的なものになってしまいました。（建物の品質を本当に管理するためには「配筋」「コンクリート強度」などさまざまな検査が必要ですが、実際の検査業務は建設業者の手で行なわれ、監理者は建設業者が作成した報告書に判を押すというのが現状です。また、建設業者の作成する「施工図」と設計図が整合されているか確認することも重要ですが、その業務内容や責任が法に明記されているわけでもなく、チェックが十分に行なわれているとはいえません。）

また、建築主事の行なう建築確認や中間・完了検査についても、設計図書や建

物に対する完全な把握やチェックは、技術的にそして物理的（体制的）に不可能な状況です。

民間確認検査機関の制度は、この建築主事の要員不足等への対応策としてできたものですが、確認や検査の処理能力向上には貢献しているものの、その確認や検査の内容は技術的に完全なチェックと言えるものではありません。民間確認検査機関の行なう確認検査業務の内容は、特定行政庁の行なう内容と何ら変わらないものだからです。

現在行なわれている建築確認や検査は、一定の手順に従い限られた内容について行なわれているに過ぎず、今回のような偽装を見抜けるような内容のものではないのです。

### 3. 建築確認・検査制度の改革

#### (1) 法的位置付けの明確化

“現在の建築確認や検査は、その対象とする設計図書や建物の合法性（安全性）を完全にチェックするものでも、できるものでもない。にもかかわらず、世間（一般の建築発注者）はそのような認識を持っていない。”ということが、今回の事件によって明らかになりました。（マンション販売会社社長が、建築確認済証を「（合法性の）お墨付き」と主張したことに象徴されています。）

そして、このような誤った認識は、建築確認・検査制度についての建築基準法の規定や扱いがあいまいで、特定行政庁や民間確認検査機関が、できないチェックをできるように世間に思わせ、本来負いようの無い責任を負っているようなイメージを与えていることによるものです。

そこでまず、建築基準法の条文を改正し、“建築確認や検査を経て建てられた建物の安全性等について、確認・検査の実施者はその責任を一切負わない”ことを明確にする必要があります。

これに対して、行政に確認や検査の責任をしっかりと負ってもらうべきだという全く反対の考え方があります。

しかし、今回の偽装事件で問題になったホテルやマンションの建築工事は、自動車メーカーや食品メーカーが車や食料品を製造することと同じ経済行為です。そして仮に、ある自動車部品の設計に問題があり、あるいはある食品工場の一製造過程で異物が混入して、その結果人体に害を与える可能性がある製品が作られ販売されてしまったとしても、その責任を行政に求めるのはナンセンスというものです。

（もちろん、車や食品の製造に対して、行政が全く関与していないはずはありません。それぞれのメーカーの監督官庁が行なうさまざまな確認や検査の上に製品は作られているでしょう。）

他の多くの製品と比べて建築物だけが特別扱いをされるというのは、おかしな話です。

他の製品と違うのは、一つ一つの建築がすべて違う条件（地盤・環境等）のもとに一軒ずつ違った形で建てられるということだけで、それに伴って、消費者である建築主が個別に直接行政の確認や検査を受けなければならないということに過ぎません。

ただ、建築確認や完了検査というものが、特定行政庁の担当者や、実際に建築主に代わって確認や検査の申請業務を行なう設計者によって、「建築工事を許可し、建築物の使用を許可するという行為」のように扱われている現状があり、それによって不明確な法律の規定が曲解され、行政に権限と責任があるように思われているだけなのです。

このような「建築確認や完了検査は建築工事の許可や建物の使用許可である」という意識や扱いをなくすためにも、これらの制度の性格と責任を明確にしておく必要があると思います。

#### (2) 確認・検査内容の縮小

今回の偽装事件を受けて、特定行政庁や民間確認検査機関の検査職員を増やす、構造専門家を配置する、これらとは別の機関や専門家による二重審査をする、より信頼性の高い計算プログラムにする、建築確認の審査期間を延長するなどの方法で、より厳重なチェック制度を導入すべきという意見が大きくなっています。

しかし、これら厳重なチェックを義務化することには、大いに問題があります。まず、厳重なチェックのためにはこれまで以上の検査費用と時間を要するものと思われませんが、これはすなわち建物を安く早く建てたいという建築発注者の要望と相反するものです。

また、特定行政庁の審査体制を拡充させることは、多額の予算を必要とするものであり、国民全体の税負担を増大させます。民間確認検査機関等にその役割を負

わせるとしても、行政がそれら機関を管理監督するための費用は不可欠であり、大差はありません。

そして最も重要なことは、審査の組織や仕組みをいくら強固に構築しても、巧妙な偽装などに対して完全なチェックは不可能であり、結局形骸化するだけではないかということです。

むしろ私は、現在「建築基準関係規定」全般とされている建築確認・完了検査の対象事項を、そのうちの「集団規定」（「都市計画に係る規定」わかりやすく言うと、「建築物をどこに、どれくらいの高さで、どれくらいの高さで、どんな形なら建ててもいいのかを決めたもの」）および「単体規定（個々の建築物が備えていなければならない安全確保のための技術的基準を定めたもの）のうち汚物処理性能、耐火建築物・準耐火建築物の義務付け、屋根不燃化区域、非常用出入口、非常用昇降機、敷地内通路（避難・消火）に関するもの」に限定するべきではないかと思えます。

また、中間検査については制度そのものを廃止すべきだと思います。

建築確認・完了検査は、本来権限と責任を持つ建築士や建設業者の業務に対して、行政が念のためチェックする仕組み、いわば公共サービス制度に過ぎません。であるならば、その対象を、制度ができた55年前のものから、現在の社会の流れにあわせたものに変えるのが合理的ではないでしょうか。

現在の社会の流れとは、国家や地方公共団体の財政の困窮状況に基づく行財政改革、すなわち公の規制をできる限りなくして民間や国民の判断や活動に委ねる方向性です。行政によるチェックを嚴重にすることがこの方向と真つ向から対立するものであるのはいうまでもありませんが、より積極的にチェックの対象を縮小・限定することが必要なのではないかと思います。

私が提案する対象範囲は、建築の公共性から考えても必要十分のものであり、また、現在の行政の技術的・体制的な状況から考えて現実的な内容と量であると思えます。

（なお私は、行政によるチェックを縮小すべきだということを提言しているだけで、建築士や建設業者を信頼できない個々の建築主が、自らの費用と時間をかけて、より厳重なチェックを民間の専門機関等に依頼することを否定するものではありません。）

#### 4. 元請設計者の責任

##### (1) 元請設計者の責任の明確化

ここまで私は、建築確認や完了検査を経て建てられた建物の安全性について特定行政庁や民間検査機関に責任はなく、それら確認や検査の対象範囲を縮小する提案をしてきました。いいかえると、建築発注者に対する設計の責任は建築士に求め、施工の責任は建設業者に求めるべきであるということです。

さて、施工という業務が元請工事会社のもとに数多くの下請工事会社や建材メーカー等が集まってなされているのと同様に、設計業務も通常は一建築士ではすることができず意匠・構造・設備の各専門家（それぞれ意匠設計者・構造設計者・設備設計者と呼ぶ）の協同作業によって成り立っていることはすでに述べたところですが、施工業務を担当する多くの当事者の関係や責任が建設業法で定められているのに比べ、設計業務についてはそれにあたる条文や法律（“設計業法”というべきもの）はありません。

つまり、（建築士法に建築士個人の業務や建築士事務所についての規定はありますが、）意匠・構造・設備の各設計者が互いに関係をもって一つの設計を行うという前提にもとづいた規定はほとんどなく、建築主（設計委託者）に対する責任が必ずしも明確になっていないのです。

この3者の関係は現実には対等ではありません。通常は、建築士の資格を持った意匠設計者を有する建築士事務所が建築主から設計業務全体を受託し、そのうちの構造・設備に関する部分をそれぞれの専門家に委託することが多く、建築主から見れば意匠設計者は元請設計者、構造・設備設計者は下請設計者ということができます。

私が主張したいのは、このような実態に基づいて法令が整備されるべきであり、とりわけ元請設計者（元請建築士事務所）の責任—構造・設備の部分を含めた設計の全てについての責任を負うべきであること—を明確にすべきであるということです。

それにより、元請設計者（元請建築士事務所）の責任はきわめて重大なものであるということを、設計者にも建築主にも十分認識させる必要があると思えます。

今回の偽装事件では、本来責任のない民間確認検査機関や特定行政庁の責任問題がクローズアップされたのに比べて、元請建築士事務所の責任については（責

任がないということではないのですが)あまり問題にされませんでした。

元請設計者の責任は、本来はもっと注目されるべき問題であったと思われますが、今回の事件では建設会社が元請建築士事務所を兼ねていたり、その経営の実態が建設会社や建築コンサルタント会社の一部のようであったりしたことなどから、議論の中心にされなかったようです。

なお、現在言われている偽装防止策のひとつとして、構造設計や設備設計を意匠設計とは別の専門設計者に直接受注させる、設計図書等に担当した構造設計者や設備設計者の記名捺印を求める、などという提案があります。

意匠・構造・設備の各設計業務はそれぞれ専門的なものですが、これらが互いに緊密な関係を持って一つの設計が成り立つのであり、この3分野を調整し統一させる役割を持った存在がなければ、良い建築・安い建築はできません。したがって、構造設計や設備設計を意匠設計とは別の専門設計者に直接受注させるという方向は誤りです。

また、構造設計や設備設計の実務担当者に記名捺印させることは、各担当者の責任意識の向上に資することはあっても、建築主に対する直接の(設計業務委託契約上の)責任を負わせるものではなく、あまり意味がないと思われます。むしろ、元請設計者の責任をあいまいにしまいかねないのではないのでしょうか。

(構造設計や設備設計の実務担当者は、建築士の資格を持ちその者の責任において行なった業務については建築士法上の責任を負うこととなりますが、下請として行なった業務については「その者の責任において行なった業務」とは言えないでしょう。また、下請として行なうのであれば、建築士の資格を持っている必要もありません。)

#### (2) 元請設計者に対する罰則・処分の強化

元請設計者の責任を明確にする具体策の一つとして、違法建築物の設計をした元請設計者に対する罰則・処分を強化し、その適用を厳格に行なうことがあげられます。

現在の法律では、建築基準法・建築士法に反する行為に対する罰則は、最高でも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっていますが、これらを大幅に強化する必要があるでしょう。

また、建築士の免許取消、建築士事務所の登録取消等の処分を、より厳格に実施することも重要です。

なお、違法建築物の設計によって建築主に損害を与えた場合の損害賠償の実効性を担保するために、建築士事務所に設計賠償保険への加入を義務付けるべきだ、また、その場合には国費の投入が必要だ、などという議論があります。

しかしこれらは、「行政による設計のチェックの強化」で述べたのと同じ理由で、良い建築・安い建築の実現に反するものだと思います。(建築士事務所に設計賠償保険への加入を義務付けることが、設計料を高くする要因になることは明らかです。)

万一の場合の保証を考えるならば、建築主が自己負担で保険に加入するか、高い設計料を払ってでも設計賠償保険に加入している建築士事務所に設計を依頼することで対応できるのではないのでしょうか。

### 5. 設計改善活動の促進

#### (1) 工事監理制度の改革

先に述べましたように、建築基準法では「建築主は『建築士の資格を持つ工事監理者』を置かないで工事をしてはならない」と定められ、建築士法では「工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」とされています。

「設計図と異なる工事が(建設業者によって誤ってもしくは故意に)なされることを防ぐ」という意味においては、この工事監理制度は有意義なものですが、問題は、多くの設計者(工事監理者)や建設会社にとって、そして建築主にとっても、これらの規定がそれ以上の意味を持っていることです。

すなわち、これらの規定は「一度なされた設計は、施工段階で変えてはならない」というように曲解され、「とにかく設計図どおり造ることが良いことだ」という価値観を形成してしまっているのです。

しかし、設計図というものは、設計者の限られた経験と能力、設計料、設計期間などといった条件の下に作成されたものであり、建築主が求める機能・品質・経済性等の観点から見ればさまざまな欠陥(無駄・過剰・不足)を含んでいます。ですから、良い建築・安い建築を実現するためには、施工段階においてもその欠陥を発見し改善していくことがとても重要になります。

このような見地に立つと、上記のような工事監理制度に対する誤った認識が、

この施工段階での設計改善を阻むものになってしまっているといわざるを得ないのです。設計変更（改善）がなされることを嫌う工事監理者（ほとんどの場合、その設計をした設計者）にとって都合が良いばかりでなく、施工技術者に「設計内容には何の問題意識も持たず（持ってはならず）、とにかくその通りに作ればよい」というスタンスを取らせているのです。

そこで、まず、建築士法の文言を、このような誤った認識が生まれにくいようなものに整備改正する必要があると思います。

そして、現在の建築士の有する情報力や能力の実態を直視し、工事監理者に求める確認行為の対象範囲を「設計図書に記された機能が空間構成されているか、デザインコンセプトが維持されているか」ということに限定して、その他の品質管理は総合建設会社の責任に委ねることにすべきではないかと思えます。

その上で、工事監理業務の一つとして「施工段階で行なわれる設計改善提案に対して技術的判断を行ない、必要な設計図書の変更等を行うこと」を加えるのです。

## （２）設計改善活動の活性化

設計改善の一番の担い手は、その設計をした設計者ではなく、それぞれの専門分野において豊富な経験・情報・技術を持つ施工技術者（総合建設会社だけでなく、専門工事会社や建材メーカーの技術者を含む）です。

彼らの設計改善に対する意識を高め、その能力を活用するための最も現実的な方法は、設計改善提案による成果（品質・コストの改善）を何らかの基準で評価し、改善提案者にインセンティブを与えることでしょう。

現在、公共工事のほんの一部ではありますが、入札段階で入札参加者に設計改善提案を求め、それを落札者決定の一要素とするという制度が実施されています。国や地方公共団体はこの方向を拡大させ、施工段階でも建設業者に設計改善提案を積極的に求め、提案活動に対する評価や金銭的メリットなどを与えるべきです。

また、民間工事についても、建築に関わる有識者、各種団体、企業等により改善提案に対する評価制度の概要や雛形が提示され、設計改善活動の促進が図られることが望まれます。

今回の偽装事件で、「建物を施工した建設業者は偽装された設計について何の疑問も持たなかったのか」という声がありました。

事実としては、偽装が巧妙でそう簡単に疑問を抱かせる内容ではなかったようですが、もし私がここで提唱するような設計改善があたりまえになされる状況であったならば、建築工事に関わる数多くの技術者のうちの一人や二人は設計図書を深く検討し、疑問を掘り下げて、偽装を見抜くことができたかもしれません。

以上

135	氏名あり	「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」情報提供受付窓口 御中 (地方公共団体名等) (個人名)
	連絡先あり	<p>今回の事件等を踏まえ、県に入庁以来通算13年間、建築確認の業務に携わった経験をもとに意見を述べさせて頂きたい。意見はPDFファイルにして添付させて頂いております。少し長くなりましたが、是非ご一読ください。よろしくお願いいたします。</p> <p>地方公共団体で、確認業務を行っている立場から申し上げたい。 私は、(県名) 県で昭和59年に入庁、通算すると13年間建築確認の業務を担当してきた。建築基準適合判定資格者の資格も建築主事の時代に取得している。 1年間に多いときには、約800件程度の審査と、300件程度の現場検査を行ってきた。 当時の建設省にも電話で法解釈について照会したり、直接出向いて照会したこともあった。しかし、地方分権の推進から確認業務が、法定受託事務から自治事務に変わった時期からだんだんとおかしくなってきた。バブルという時代がそうしたのかも知れないが、法の改正は頻繁になり、その改正法について勉強するのが非常に大変であった。救われたのはその改正のほとんどすべてが既存の条文の緩和措置であったことだ。緩和というのは知らなければそれで済むことが多い。つまり本法に基づいている限り、大きな間違いとはならないことが多いからだ。しかし、ここ2～3年の改正は違った。シックハウス規制や既存建築物の規制など新たな規制であった。さらにその内容は学術的で実務との齟齬が非常に大きいものであった。</p>

今回の事件を鑑み、建築基準法の実務上の問題点も含めて、起こるべくして起こった今回の事件をきっかけに、できればそちらまでで向いて行きたいところであるが、それはかなわぬところなので、文面で是非意見を述べさせていただきます。

#### 1. 民間の指定確認検査機関ができたために地方公共団体の建築職員は激減

民間の指定確認検査機関ができた背景には、確認業務があまりにも複雑多岐に渡り、申請件数を処理しきれない状況があるとされました。つまり違反建築物の処理、許可や認可基準の積極的な運用等によるまちづくり行政など、本来行政でなければできない部分の仕事ができていないために、民間に確認業務を移すことにより、この部分に取り組むべきであるとされました。

しかし、実際には地方公共団体では、行財政改革の大きな波から、事務屋から格好の標的とされ、建築職の担当者はどんどん減らされ、民間の指定確認検査機関からの報告もまともに処理できない、つまり報告されたものはすべて正しいという前提で報告を受けざるを得ない状況となっている。

#### 2. 指定確認検査機関のミスを発見してもその処理をするためには膨大な労力がかかっている

それでも民間の指定確認検査機関の小さなミスを含めるとほとんど日常茶飯事で、建築計画概要書の記載ミスから、法律違反の審査ミスまで、その対応は非常に大変である。

民間で確認したものは、特定行政庁に報告されるのですが、どんな建物でもA3の紙裏表1枚程度の建築計画概要書といわれるものだけで、添付されている図面及び構造計算書は送付されてこない状況の中でさえ、いろいろなミスが発見されるのである。

具体的に申し上げると、建築計画概要書でおかしいと思われる物件を見つけると、確認済証を交付した指定確認検査機関に対して、法第12条第3項に基づいて図面等を請求、審査の際にどのように解釈したなどを文書によりやりとり、この間工事はどんどん進んで、違反建築物であれば被害は更に拡大する。

法第12条第5項は義務ではないので、図面の提供や審査の内容について、個人情報等を拒否されたこともあり、法律の不備であると思われる。

もう少し詳しく説明すると、建築基準法第12条第5項は、「報告を求めることができる」という条文に着目して頂きたい。つまり特定行政庁、建築主事は、指定確認検査機関に対して「報告を求めることができる」が、相手が応じないこともあるということである。性善説で法律は構成されているのである。実際にこの規定により、違反建築物の書類を求めようとしたが、当該建築物が違反建築物が違反であることを個人情報の観点から依頼文書にできず、報告を求めたため、拒否されたことがある。

#### 建築基準法（抄）

（報告、検査等）

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者、第三項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

3（略）

4（略）

5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者



二 第一項の調査、第二項若しくは前項の点検又は第三項の検査をした一級建築士若しくは二級建築士又は第一項若しくは第三項の資格を有する者

三 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関

6 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員にあつては第六条第四項、第六条の二第四項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十条第一項から第三項まで、前条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

7 (略)

8 (略)

よって、確認済証を受けずに着工された物件については、パトロールで見つけてもどこかの民間の指定確認検査機関で確認されているかも知れないので、すぐに違反と特定できず、時既に遅しというのが実態である。また民間の指定確認検査機関で確認した物件は、特定行政庁に図面がないので、パトロールを行っても違反建築物を現場で特定することは困難であり、発見したときにはすでに遅いというような状況である。建築基準法自体が、全ての条文について適合しなくても良いというしくみになっているのである。

これでは法律改正の時の民間機関の制度を創設した際の趣旨は、全く実現できない状況にある。つまりシステム上の欠陥があるということである。

3. 構造計算書偽造を含む指定確認検査機関の審査ミス問題は、氷山の一角

毎日確認業務を行っている印象は、今回の構造計算書偽造の問題は、氷山の一角であると思う。

つまり建築基準法というのは、構造だけではなく、その他の規定の方が多いことは建築基準法関係法令集からみると明らかである。

構造計算は、建築士でも構造計算を全く知らないものが、電算プログラムがあったとしても簡単にできるわけではありません。よって構造専門家でないと、なかなか手の出せない領域です。

しかし通常の意匠設計といわれる部分は、芸術的な要素の部分もあり、法律の全く熟知しない建築士でも設計はできる。

ひどい建築士になると、自分の設計した建築物の法律のチェックを確認申請を役所に提出して見てもらうという人もいるほどである。

現場にいると前述のように民間の指定機関の審査は、構造以外の審査ミスは日常茶飯事で、特定行政庁ではこの処理も満足できず、県民の安全をこれで本当に守れるのかと危惧するほどになっていると私は考えている。

4. 業者と癒着していても発見しにくい法律のシステム

指定確認検査機関が確認済証を交付したことを特定行政庁に報告することは指定確認検査機関の義務(法第6条の2第3項)であるが、これも指定確認検査機関を性善説でとらえているもので、性悪説を前提に見方を変えると、指定確認検査機関が業者と癒着して違法状況で確認済証を交付した物件について、特定行政庁に報告しなければ確認したことはわからない。

特定行政庁は、毎日パトロールしているわけではないので、着工してからしばらくして発見しても確認済証の表示板が現場で掲げられるまでは、確認済みであることが把握しにくい、その後調査を開始しても時既に遅しとなり、違反建築は建築されてしまう。もしノグパトロール等で発見されなければ、まったくわからず建築されてしまう。このようなことができる法律の仕組みがおかしいと思うがいかがか。

5. 建築士の処分の少なさ

国土交通省住宅局建築指導課は年間にいったい何人の建築士の処分を行っているのでしょうか。違反建築物の行政指導は出先機関では日常の仕事になっているにもかかわらず、担当職員の個人的な力量によっている部分がかかりあります。

違反建築物の設計や監理をしても、建築士法の不備から、処分するためには膨大な時間と行政の対応記録が求められる。また、国土交通省住宅局建築指導課から法に基づく命令がないと処分できませんといわれている。

最近問題となった(ホテル会社名)は非常にわかりやすい例である。15年も違反状態が放置され、建築士は処分もされず、建物の建築主や管理者も何ら不利な扱いは受けないとすると、違反は「やり得」ということを世間に公表したようなものである。

国土交通省住宅局建築指導課は、今になって建築士の処分の検討を発表しているが、対応が遅いことは明らかである。地方の行政庁は、行財政改革で建築担当者の人数をどんどん減らされ、さらにこのような違反建築物の取り締まりも十分できないで、さらには法律の不備により、地域住民からの違反の通報も満足に対応できず、違反建築物はどんどん増えているのである。

<略(記事)>

#### 6. 制度疲労を起こしている建築基準法

確かに、建築基準法は戦後60年経ち、既に現場との齟齬は相当ひどいものとなっている。制度疲労を起こしていると思う。

つまり、国は法律はつくるけれども、その解釈は地方となり、地方は現場で、実際の建物にどのように審査に反映させていくのか、毎日図面や現場と格闘しているのです。国土交通省住宅局に法解釈を照会しても、「それは日本建築行政会議でご議論頂かない」などと言われ、明確な解釈を得られず、現場の対応は地方でという回答が常。

そのため法解釈のための書籍が、(財)日本建築センターなど国所管の財団から、たくさん販売されている。

これらを一つ一つ分析は難しいが、例えば同財団発行の「建築物の防火避難規定の解説 2005」の中の質疑応答には、法律に規定はないのに、ここには出ていて、まるで法律であるかのように運用されているものまである。

特に平成12年以降の改正で、それ以前は図面さえあれば違反建築物であることはすぐに判断できたものが、図面があってもすぐに違反建築物と判断できなくなっている。具体的には、避難安全検証法や天空率の緩和を受けた建築物は、違反かどうかすぐには判断できない。今回の構造計算の偽造事件においても、構造規定に反するかどうかについては、その判断は簡単にはできないしできていないのは既にご理解頂けるでしょう。

また、住宅生産課が所管している「木造住宅合理化システム」という制度で認定された住宅用建築物は、建築基準法の構造規定に適合していない建物でも、大臣の認定を行うため、大臣の認定をもって建築基準法の構造規定を満足しているかのようにその認定の申請業者に誤解を与え、確認申請業務の窓口で、時々トラブルとなっているようなこともある。現にこの認定の解説図書の隅にこのようなことがかいてある。「この認定を受けると特定行政庁の建築主事等の理解が得られやすい。」と。

「理解が得られる。」とはかいていない。

さらに、建築基準法第48条の用途地域規制の中で、「ガソリンスタンド」の立地が可能な用途地域が明確でないのである。一般の方は驚くかも知れないが、「ガソリンスタンド」というのは、ガソリン等の燃料販売の小売店ということではじまるのだが、簡単な自動車等の修理や車の洗車等も行う設備も有しているため、広義の意味での「工場」として解釈される場合がある。このようなことから建築基準法別表第二には、「ガソリンスタンド」という言葉は出てこない。一度国土交通省住宅局市街地建築課(集団規定の担当課)の担当者に質問してほしい。「ガソリンスタンドが立地できると地域を示してください。」と、おそらく答えられないでしょう。全国どこにでもある「ガソリンスタンド」の立地規制がすぐに判断できない怯律をおかしいと思われませんか。

このような事例はあげればキリがないが、いくつか示させて頂くと、建築基準法がすでに現場と齟齬をきたしていることはご理解頂けると思う。

さらに、このような状況で、民間の指定確認検査機関が、難解な建築基準法を隅々まで理解され、本当に適切に法律の審査されているか非常に疑問である。たしかに行政内部においても、頻繁な改正のためにその実務上の運用は非常に難しくなっている。つまり、一部職員は、人事異動もあり改正法を理解せずに業務を行っている実態があることは事実である。

#### 7. 指定確認検査機関の職員が建築審査会の委員となることのできる矛盾

指定確認検査機関に属する人が、建築審査会の委員になることは、様々な面で問題となることがある。

建築審査会の役割は、第一に行政処分等に対して不服な場合に、建築審査会に対して審査請求ができるとされており、指定確認検査機関の行った処分に対しても建築審査会に対して審査請求ができることとなっている。

		<p>建築審査会の委員の属する指定確認検査機関の行った処分に対して、審査請求がされた場合に、審査会において正当な判断ができない恐れがあり、非常に適格性を欠くこととなる。</p> <p>また第二の役割として、建築基準法上の様々な特例措置について、許可を受ける場合に、建築審査会の同意を得なければならないとなっている。</p> <p>指定確認検査機関に属する審査会の委員という立場を利用して、ある許可を申請してやろうと口利きすることは可能なのである。これが犯罪に当たるか否かはわからないが、行政として非常に不適切であると思われるが、法はこれを禁止していない。</p> <p>なお、実際に我が県では、知事指定の指定確認検査機関の専務理事が、建築審査会の委員となっている。</p> <p>&lt;略 記事&gt;</p> <p>8 法の実効性を考えていない法改正</p> <p>先日、住宅局建築指導課長が（ホテル会社名）の問題について「モラルが低いんですね。」とコメントしていた。自らの責任は、行政の立場としては法の実効性を高めるための対策を考えなければいけない立場であるのに、それを「モラル」でかたづけるとは非常に残念なコメントであり、かつ現在の国土交通省住宅局の建築職のキャリア組（団体名）の病弊の状況を示しているのではないかと感じた。建築基準法が昭和25年に施行され、最初のころは取りあえず建築する場合には、建築確認申請書を役所に提出してもらうことにみんな努力していた。この制度が定着するまで約10年～15年くらいかかっていたのではないと思う。私が入庁したのは昭和59年度であるが、確認申請書の提出について知らない人もまだいたくらいである。特に近年の毎年の法改正の中で、その内容を確実に理解し、その運用を的確に進めるためには、現場ではかなり勉強しないとイケないし、さらには昨今の天空率の緩和規定、耐火性能検証法、防火区画検証法、避難安全検証法、シックハウス規制等は、非常に学術的な法の規定を現場においてどのように適用し、法の実効性を高めていくか常に考えなくてはならない状況になっている。さらにここに列挙した全ての規定は、現場で法の適合性を確認することが非常に難しくなっており、この適用を受けた建築物が法を遵守した状態で維持管理できるかどうかは、ほとんど担保性がないことも事実である。われわれがよく現場で話をするのは、建築物の検査済証というのは、そこに記載されている検査日その日は法に適合していたであろうが、次の日にどうなっていたかはわからない、さらに検査済証をもって、現在の建築物が法に適合しているという担保性は全くない、ということである。法のしくみがそのような状況で、国民の安全陸は全く守られているとはいえない状況である。</p> <p>前述の学術的な法改正は、現場を混乱させ、国土交通省住宅局は法改正を行っておきながら、その実効性は、日本建築行政会議や地方に丸投げし、自らの立場を守っているだけである。</p> <p>今回の議論で、罰則規定の改正は必要と考えるが、予算上も含めて、法の実効性を高めるための国の責任を果たして頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
136	氏名あり 連絡先あり	<p>構造計算書改竄により耐震性能が低下した建物が出現してしまったが、少々気になる実態に触れたので、お知らせします。知人から既確認済み（指定確認検査機関名）の構造計算書の中身をみたところ、限界耐力計算法によったものですが、損傷限界時のベースシア係数がなんと0.1を割っているのです。設計断面も小さい。15階RC造で900x900主筋数が12-D29でした。当計算法に抜け道があるのでは、少なくとも最小のベースシア係数を決めておくべきではなかったかと。不安になりました。ヒョッとしたら（個人名）物件さえ、限界耐力計算によれば安全となりはしないかとさえ。早急に限界耐力計算の物件を精査する必要を感じています。</p>
137	氏名なし 連絡先あり	<p>先日、知人から聞いた話です。 指定確認検査機関に勤めながら、設計の仕事をやっている人がいる。とのこと。自分で設計した物を、自ら審査するのは不自然に思うのですが、法律上は可能なのでしょうか？</p>
138	氏名あり	<p>「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」への情報提供及び提案</p> <p>■ 確認業務に関する仕事内容の一例と対策案</p>

連絡先あり

### 1. 図面不備

#### i) 現象

確認済証が発行された物件の副本に添付されていた構造設計図の中に、部材符号と部材断面が全く未記入の図面がそのまま添付されていた。(偽装が問題となっている最中の2005年12月に確認申請され、2006年1月に確認済証発行のRC造8階建ての物件)

#### ii) 対策案

① “チェックリスト” : 建築確認の中で確認する必要がある項目(\*1)を明確にし、その項目をどのようにチェックし是正したのかをチェックリスト等文書に残し、確認済証に添付の上、行政、民間確認検査機関(以降、検査機関)及び建築主の三者が保管する。このチェックリストがあれば、高度な専門技術は必要としない。ただし通常の構造設計程度の知識は必要と思われる。チェックリストに従った確認時点で疑問が生じた場合は、構造設計者と面接の上、きちんと説明が出来れば良いと思われる。

② “検査員の仕事を監督” : 構造経験20年以上の建築構造士がいる検査機関でも、上記のように図面不備さえも素通りする状況は、きちんと本来の仕事が出来ていない証拠ではないか。現状の検査機関の審査担当者一人が受持つ仕事量が多過ぎるのが原因の一つだとすれば、確認業務を担当する行政や会社を監督する組織は、審査担当者一人が受持つ仕事量を常時監督することをチェックポイントの一つにするべきだと考える。

(\*1) 計算書であれば、単位荷重、各層の単位重量、水平力の合計とせん断力の合計の釣り合い、構造数量(鉄筋量、コンクリート容量等)、鉄筋比等、建物用途・階数等に応じてチェック項目の目安を設定する。

#### iv) 問題点

このような確認業務では構造計画・設計の良し悪しまでは判断できない為、計画・設計の悪さによる瑕疵は、設計者・構造設計者が負うべきだと考えるが、計画・設計に原因がある瑕疵かどうかの判定が困難。ピアチェックが有効かもしれない。

### 2. 基礎構造

#### i) 現象

検査機関による確認済証が発行された物件の建物支持地盤の耐力が、支持地盤の直下層に軟弱地盤を有するにも関わらず、通常より大きめに設定されていた。(RC造3階建ての物件)

#### ii) 対応

地元の特定行政庁に一般的な相談として電話で問い合わせしたところ、「ここ(行政)に確認申請をするのであれば、認めていない地盤構成と基礎形式であろう。設計者と相談したほうがよい。」との回答であった。(施工は当初の確認図書通りに施工された。)

#### iii) 対策案

“地元の行政がチェック” : 地盤に関する事項は、地元の行政庁が設計例、事故例含め近隣事例を把握していると思われるため、確認申請時には必ず地元の行政が建物規模、地盤構成と基礎形式を確認し、過去の例に従って問題になりそうな設計内容については、アドバイスすることが必要である。当然チェック内容は、上記のチェックリストに含まれるべきである。検査機関が各地域の土質特性を的確に把握することは不可能である。

#### iv) 問題点

全ての確認申請物件を対象にすると行政の手間が増える。

### 3. 中間検査

#### i) 現象

検査機関による中間検査では構造躯体がその検査対象であるにも関わらず、構造設計の知識がほとんどないように見える検査員が一人で検査に来て、検査を実施して行く場合もある。

#### ii) 対策案

“構造設計の分かる人が中間検査(躯体)” : 工事監理者がどのように監理を実施しているのかをチェックするのであれば、上記のやり方も納得できる。しかし、構造躯体が中間検査の対象になっているのであれば、構造設計の分かる人も検査に同行するべきだと考える。

#### ■ 現行制度への疑問

### 1. 設計者・工事監理者

#### i) 現象

現在の制度では、一人の一級建築士が設計者又は工事監理者としての責任を負

うことになっているが、現代のように分業が進んだ時代においては、一人の建築士が全ての分野をカバーすることは、非常に困難である。

ii) 対策案

① “工事監理は、原則として各設計担当者（意匠、構造、設備、電気）が実施する”：確認申請書の設計者欄及び工事監理者欄は、意匠、構造、設備、電気の各設計者名を記入し、その必要資格は、意匠、構造は一級建築士、設備、電気にもそれなりの資格を要求するべきである。

または、工事監理者とは、工事監理全体を統括する一級建築士とし、その下に各設計担当者（意匠、構造、設備、電気）の名前を併記することも考えられる。

③ “各設計担当者がその責任を負う”：工事監理業務は、「設計図書通りに施工されるかどうかをチェックすること」以外に、設計図には表現し切れなかった場面が施工現場では必ず発生し、その判断が出来る、あるいは気付くことが出来るのは、設計内容を熟知した各設計（担当）者が適任である。その建築物を一番理解し、把握しているはずの各設計担当者がその責任を負うべきだと考える。構造設計者が確認申請書等で公になっていなかったことが、今回の耐震偽装事件の一因であるとの指摘があるが、このことは工事監理業務にも当てはまることである。

2. 確認申請

i) 現象

確認申請書および添付図書の正本が行政又は検査機関に保管され、副本が建築主に渡される。

ii) 対策案

“建築主が正本を保管”：当該建築物に最後まで責任を負っている建築主が正本を保管するべきである。

■ 建築士の倫理

① “技術者倫理の試験とCPD・更新制度”：どんな資格を持っていようと、悪いことをする専門家は必ずいるはずであり、構造設計者に対して建築構造士等の資格を第一義に捉えてもあまり意味がない。それよりも、技術者倫理をテーマにした話を、大学教育の中で或は資格取得後のCPDの中で判例等の実施例を使って、繰り返し教育していくこと、資格試験に倫理問題の出題、資格取得後のCPD制度と更新制度は、有効な施策であると思われる。

② “待遇改善”：建築構造設計の待遇改善を考えることも重要だ。例えば、一世帯6000万円のマンションが60戸入っている建物の構造設計（構造計算？）費が60万円、つまり一世帯当たりの構造設計（構造計算？）費が1万円ではないことを、誰も想像してこなかったはずである。一世帯10万円払っても良い、という購入者も多いはずだ。そうすると、とたんに構造設計（構造計算？）費は10倍になる。今後、設計費とその内訳（意匠、構造、設備、電気等）を公開するようにすれば、一般の人に仕事と報酬を見られている緊張感から、設計者のプライド維持にもつながるのではないかと考える。

(氏名)

(連絡先)

139 氏名  
なし  
  
連絡先  
なし

私は民間確認検査機関の構造審査担当者です。現場からの声として、申しあげたいことがありますので、コメントさせていただきます。私共が通常行っている構造審査の内容は大きく分けて1. 設計の基本的考え方、2. 構造計算書の妥当性、3. 構造図との照合です。審査にかかる時間は、たとえばRC造3階建て1000m<sup>2</sup>以下程度の案件で正味3～4時間程度です。なぜこのように時間がかかるのかといいますと、構造図の部材の配置、寸法、配筋について、全数を計算書と照合していることが大きな要因と考えられます。本来設計者が照合して提出すべき図面ですので全数でなく、一部でもよいかもしれませんが、現状では大部分の案件で計算書の必要配筋に対して、構造図の配筋が下回っているような箇所が1箇所以上見つかります。単なる記載ミスではすまされません。このような審査状況ですので、1人が扱える審査件数は1日に2件程度がやっとです。大規模な案件ならば1日1件できるかどうかだと思います。以上、私が申しあげたいのは申請案件に対して機関によっては構造審査者の絶対数があまりにも少ないのではないかということ、それによる審査の長期間化は避けられないのではないかということです。また、設計者側の意識を高め、構造図の重要性を再認識してほしいということです。なお、ご報告しました構造審査担当者は1級建築士取得後20年以上の人間であることを申し添えます。

140	氏名 なし  連絡先 なし	<p>企業が働く建築士の多くが抱えている問題として、設計事務所(企業)の経営者が管理建築士ではない場合に、違法又は違法すれすれの設計内容が盛り込まれようとした場合、管理建築士又は担当設計者として経営者側に注意、警告をしても利益を優先する事や経営者に対する厳しい罰則が無い為、設計者に全ての責任を負わせて指示、命令だけをする点である。そのような事情がある以上設計者としては、企業の意向に沿う設計をするか、職を無くす覚悟で設計を放棄する事しかなく、いずれにしても設計内容の改善を期待する事は難しいと思う。ゆえに設計者以上に企業に対する責任(罰則)を強化しなければこのような問題は今後もなくならないと思う。</p>
141	氏名 なし  連絡先 あり	<p>私は、(県名) 県の某ホテルに勤務する者です。      昨年末に、耐震偽装問題で、(会社名) の関わった全国のホテルの耐震性の調査を行ったみたいですね。私が勤務するホテルも、そのひとつのようですが、実際のところ、構造計算書を別の業者さんに依頼して耐震性に問題がないかを見直しただけのようです。      思うに、本来ならば、構造計算書どおりに建物が建っているかどうかの現地調査もすべきではなかったのでしょうか？      (会社名) の関わった全国のホテルは、たとえ、(個人名) 設計士が関わっていなくても、現地の調査をして、本当に構造計算書と合致しているかのチェックをすべきではないのでしょうか？      構造計算書のみをチェックしても、ちゃんとした調査が行われたとはいえないのではないのでしょうか？      それとも、(県名) だけが構造計算書だけを見直して、他の都道府県は、現地調査と構造計算書のチェックもしたのでしょうか？      お金をかけたくないのはよく分かりますが、私が勤務していて、お客様に安心して泊まっていたくためには、そういうチェックもなすべきではないでしょうか？以前は、知人がこちらへいらした時に、宿泊先として、自分が勤務するホテルを自信を持って勧めてはいましたが、今は、そういう不安を考えると、勧めることはできません。もう一度チェックして欲しいと思っておりますが、私には何もできません。</p>
142	氏名 あり  連絡先 あり	<p style="text-align: center;">御意見書      構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会 御中      (個人名) 一級建築設計事務所 (個人名)      (所在地名、連絡先等)</p> <p>今回、構造計算偽装に伴う検証及び今後の改善案を下記の通り具申致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、 構造計算書偽装の発生原因</li> <li>2、 建築基準法施行令中構造計算基準と震度の関係</li> <li>3、 偽装建築物の安全性に関する検証</li> <li>4、 今後の対策について。</li> </ol> <p>1、構造計算書偽装の発生原因</p> <p>① 構造計算の成り立ち      本来、構造計算はローコストのために必要不可欠なものとして発生した。      よくある話に、山のような巨大コンクリート塊中に小部屋を造る為に構造計算書は必要ない。少ない資材で大きな空間を作るために木・鉄・コンクリート(最近膜も)を使い構造計算を駆使し安全な建築物を造っている。      多くの構造設計者は、我が子を世に出すがごとく、それぞれの建物を丁寧に一つ一つ構造を検証し設計しています。それはその建物が存在する期間永遠と設計者としての責任が付き纏われるからであり自負でもあります。</p> <p>② 安全率1.5      構造全体の考え方として安全率1.5という基本的考え方があり、鋼材・コンクリート等短期許容応力度/最大強度を2/3としているのもそのためであり、絶対安全が急務であるという証でもあります。      しかし、鋼材(鉄筋コンクリート造の鉄筋・鉄骨フレーム)の2/3は弾性限界点を意味し、それを越えた場合原型をとどめない程変形することを意味するので、建築基準法第1条国民の財産保持はできなくなる。</p> <p>③ 構造計算の電算化      構造計算書作成ソフトが一般に普及し始めたのが昭和45年頃だったと記憶してい</p>

ます。

当時は、荷重・応力・断面算定など数値を入力しては出力しまた入力しなければならぬ、使うには大変不便なもので未だワープロも無い時代でも罫線を引ながら作成する手計算の方が速かったのですが、当時のキャッチフレーズが「入力できる技術者ならだれでも構造計算書が作成できます」でした。

当初から危惧されていたのは、構造計算書ソフト作成者は構造計算のスペシャリストであっても実際のプログラムはコンピュータプログラマー（建築構造については無知）であり入力計算式の複雑さ煩雑さを理解・整理しプログラムできるものなのかが問題でした。

そのため、当時幾多の構造設計者が自らプログラムにチャレンジしたと思います。

#### ④ 構造計算書偽装原因

前項のように「だれでも構造計算書が作成できる」構造計算書作成ソフトが普及したことにより、難しい構造理論を一所懸命勉強しなくても構造計算書が作成でき短期間に高報酬を受け取ることができる。逆に考えれば営業能力さえあれば高報酬を受け取ることができるし、難しい勉強をしなくても良いことになる。構造計算書作成できるからと言って構造理論に詳しいとは限らなくなったが、「知らない」と言わない業界でもあり、本当の構造専門家が少ないのも事実と受け取らなければならない。

また、電算化された構造計算書は数字の羅列で枚数が多く構造計算書作成者自身も内容を熟知のうえ提出することは以外に少なく、審査する側はより難解となり結果「認定書」を信頼してしまった。

今回、構造計算書偽装についてTV映像による推測に過ぎないが、構造計算過程での耐震壁耐力を正当評価した場合、地震時等に発生する雑壁亀裂に対するクレーム処理に異常に反応し、耐震壁→柱間にスリットを入れ耐震壁の耐震能力を0としたため柱・梁のみによるラーメン構造体としたが、コンクリート量・鉄筋量共に増大すべきところを必要量圧縮のため偽装に至ったと推察できるが、耐震壁の正当評価ができていれば構造計算書偽装の必要はなく、類似の建築士が構造設計した建築物で、コンクリート量・鉄筋量が同量であっても耐震構造建築物で安全、と聞き及ぶと耐震壁耐力の正当評価能力を行わなかったのではないだろうか。

#### 2、建築基準法施行令中構造計算基準と震度の関係

今回「震度6に耐えられない建築物」と劣悪な建築物のように報道がなされたが本来日本国内全ての建物が理論上ではあるが「震度6に耐えられない建築物」であります。

建築基準法施行令第88条で建築基準法施行令を $C_0=0.2$ （地域係数 $Z=1.0\sim 0.7$ まであり基準値は $0.2\sim 0.14$ ）としているが、これは地球重力加速度 $1G$ の $0.2$ 倍を意味し、加速度としては $1G=980\text{gal}$ （ガル）であるから $198\text{gal}$ を標準剪断力係数としている。

一方震度6は $250\text{gal}\sim 400\text{gal}$ とされており（教育資料としての震度 [http://www.geocities.jp/p\\_taka0227/0005.htm](http://www.geocities.jp/p_taka0227/0005.htm)参照）すでに建築基準法施行令建築基準法施行令を上回っている。また、神戸の震災では $800\text{gal}$ （非公式には $1200\text{gal}$ ）・最近起こった福岡沖地震では $1000\text{gal}$ （九州大学発表）との報道もあり、大震災では理論上全ての建物は安全ではないので混乱を避けるため軽々に報道すべきではなかった。

また、国土交通省「住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく主要な告示（平成12年7月19日建告1652号）」において等級1を $C_0=0.2$ とし、等級2をその $1.25$ 倍等級3をその $1.5$ 倍の力に対して倒壊、崩壊しない程度とされているが、等級3においても $297\text{gal}$ となり、いずれも震度6の耐力に満たない。

#### 3、構造計算書偽装建築物の安全性に関する検証

##### ① では、構造計算書を偽装された建物は本当に危険なのか

構造計算書偽装が発覚する数ヶ月前房総半島で震度6が記録される地震が発生したがそれによる本件に関わった倒壊建物はなかった。加速度の発表が報道されていないので定かではないが $250\text{gal}$ 以上はあったと推察できる。

それだけを捉えると「安全ではないか」「危険と言っているのは机上の空論ではないか」といわれかねず、なぜ倒壊しなかったかを立証しなければ「危険」のレッテルを貼れないのではないか。

構造計算の性質上「より安全に」設計され「安全側なのだから」と許容応力度・剪断割り増し係数以上の耐力を検証しない。構造計算理論では地震時柱・梁の鉄筋が切断され同時に耐震壁も剪断破壊により倒壊、とのメカニズムに対応するコンクリート量・鉄筋量を要求するが、実際の倒壊を写真等で検証すると鉄筋コンクリート造ではコンクリートの剪断破壊による崩壊が大半を占める。

		<p>安易に机上の空論で危険とし解体撤去する前に検証すべき事項がある。</p> <p>② 構造理論外で地震荷重を負担した部分はないか。 唐突な考え方ではあるが、本件建物群は鉄筋コンクリート造<math>C_o=0.2</math>・相関変形角が<math>1/1000</math>・壁高さ2m程度と仮定すれば20mm程度の壁スリットを入れたことになる。しかし柱・梁のみのラーメン構造体のみで構築し耐震強度0.5として98 galにおいて、スリットを入れ構造区分したはずの耐震壁と図らずも一体となったとも考えられる。震度6 250 gal以上の地震荷重がかかった場合、柱・梁のみのラーメン構造体許容応力を超えた段階ですでに耐震壁として負担したと考えれば、崩壊は逃れられたではないか。仮に耐震壁がコンクリートブロック造で造られたとしても相応の耐力を有する旨の研究報告（建設省建築研究所報告26号・昭和29年建設省建設技術研究補助金による研究報告：小規模鉄筋コンクリート建物の経済化に関する研究 参照）もあり、一考の価値はないか。</p> <p>③ 財産価値 それぞれのマンション・ホテルなどは各個人・会社の財産であるが、また国家の財産でもある。解体撤去し国家の財産を損失させてしまう前に、安全な建物に改修できれば損失が縮減できる。</p> <p>4、今後の対策について。 前1項③④号によりコンピューターによる構造計算書は数値の羅列でなく、旧来の手計算のように専門家の誰が見ても誰が審査しても審査・検討できる構造計算書ソフトのみに認可し直すべきです。誰でも審査・検討できる構造計算書提出により構造理論に無知な構造設計者を排除できると思います。また排除されないよう各々の構造設計者は研鑽に励まなければならなくなれば幸いです。 前3項①号によりコンクリート剪断許容応力度を実行数値に改訂し、現存全ての建物地震耐力が何gal耐えうるかを早急に検証すべきと考えます。 気象庁は地震発表時震源のマグニチュード・各地域の震度と共に地震加速度を同時発表することにより、前記の建物地震耐力検証済みであれば災害度合いも想定でき災害復旧も迅速にできると考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
143	氏名 なし  連絡先 なし	<p>中間報告案は絵に書いたもち？</p> <p>1. 構造審査の厳格化 第三者機関で審査は審査費用はだれが負担？また設計料から？、審査期間の延長は現実味なし！全体のプロジェクト期間は同じ為設計期間短縮？</p> <p>2. 建築士、事務所に対する罰則の強化 こんなに安い設計料で罰則があたえられれば設計者がいなくなるのでは？全て設計施工になる！</p> <p>3. 図書保存期間の延長 ほとんどの設計事務所は狭いところで設計しており現状でも実際設計図書を保存する場所がない状態。数をこなさなければ生活できない。安い設計料でどこまで責任をおわすのか！</p>
144	氏名 なし 連絡先 なし	<p>なぜ委員会のメンバーは先生ばかりで実務を行う建築士を含まないのですか？ 経験の無い先生ばかりで何がわかるのですか？</p>
145	氏名 あり  連絡先 あり	<p>初めまして、(氏名)と申します。 現在、(地名)に在住です。 現在、会社の借り上げ社宅に住んでおります。 その住宅なのですが、普通に賃貸されているもので、鉄骨の4階建て、エレベータなしのマンションです。 昨年度築のマンションですが、2階階段部分から廊下部分にかけて大きな亀裂が走っております。 さらにはコンクリートできているにもかかわらずその亀裂から1階廊下へ相当な雨漏りをしておりました。 それに対し、マンション業者は構造偽装はないと張り紙を張り、その亀裂の表面(6畳ほど)をコンクリートで塗ることにより雨漏りを防いでいます。 引越しをしたいのですが、借り上げのため、何か大きな問題があるわけではなければ引っ越すことはできません。 なんとか、このマンションを調査してその実態を明らかにして頂きたいと思って</p>



		<p>おります。 この土地は活断層も近く、日々不安を感じております。 何卒、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(マンション名) (所在地)</p>	
146	氏名 なし 連絡先 なし	<p>札幌の(個人名) 2級建築士が大型マンションの構造計算をして何で札幌市が許可してるの？札幌市の対応がいい加減だよ。(個人名) 建築士は厳しく処分しないと悪い前例が出来るよ。札幌市に任せとくと北海道の風潮で今回はしょうがないしょ〜で片づけられる。国土交通省が厳しく対応しないとダメだよ。しっかりと</p>	
147	氏名 あり 連絡先 あり	<p>(法人名)と申します。 有限会社(会社名)の物件購入を検討しているのですが、こちらの業者が偽装建築業者として挙げられていないか確認できますでしょうか</p>	
148	氏名 なし 連絡先 なし	<p>現状、一級建築士の設計範囲であっても、堂々と二級建築士が構造計算書を作成しています。やはり、一定規模は、一級建築士資格取得プラス実務経験後、構造計算を行えるように制度改革してほしいと思います。 現状の建築士法では構造設計等そのへんが明確になっていないと思います。</p>	
149	氏名 なし 連絡先 なし	<p>今、構造計算偽装で皆さんご苦勞されていて大変だとお察しいたします。第2の(個人名)が出ましたが、氷山の一角でこれからまだまだ出てくると思います。私も直に聞いたわけではなく、あくまでも人の噂に過ぎませんが、(地名)市に住む(個人名)一級設計事務所では法律に違反する仕事を何年も前からしているとか何件も聞きました。分からなかったから何の事だろうと思っていましたが、偽装のことかなと、想像します。(県名)県建築士協会にメールを送ろうとしたのですが、発信者のアドレスが分かってしまうので、こちらに送りました。噂だけなら良いですが、本当だったら大変な事になります。是非お調べ下さい。お手数かけます。</p>	
150	氏名 なし 連絡先 なし	<p>札幌の耐震偽装事件は国が指揮して解明しないとダメだ。札幌市と北海道に任せれば一生解明出来ない。 札幌市は市議会で(個人名)の事件後「札幌では2重にチェックしているので耐震偽装はありえない」と言ってるのにこの状態。偽装に関与した関係者を早く告発するのが再発防止になる。</p>	
151	氏名 なし 連絡先 なし	<p>新潟市に建設中のマンション購入者です。 構造計算担当は、(会社名)です。(会社名)については、(地方公共団体名)の物件について国交省で検証中と思います。 結果によっては、そのマンションも疑いが持たれるため、早急な検証をお願い致します。 もしくは、国交省より新潟市に検証指示を出して頂けないでしょうか？ 確認申請は、(指定確認検査機関名)により許可済です。 何卒、宜しく願い致します。</p>	
152	氏名 あり 連絡先 あり	<p>緊急調査委員会様 建築基準法の終焉 構造計算書偽装事件は、発覚以来、連日世間の耳目を集めております。 国は建築確認制度の改正を目指しておりますが、発表された審議会の中間報告では、特定行政庁による監視強化と、関与建築士の罰則強化が述べられていますが、それでは解決策にはならないと思われまます。また構造計算書の二重チェックも議論されているようですが、誰が費用を負担することになるのでしょうか。そのような信頼のない審査機関で国民の信頼に耐えられるとお考えですか。採算を度外視してでも維持しなければならぬとするならば、それは公共が負担するのが責務と言うものでしょう。 そもそも今回の事件は民間機関が発見したのであって、行政機関も同様に偽装を見逃ごしていたし、否、担当者すら存在していなかったこと、即ちノーチェックであったことを忘れてはなりません。偽装が見抜けなかったのが当然なのです。行政の怠慢が今回の事件の原因でしょう。</p>	

		<p>そんな折、(会社名)の完了検査後の違反改造が発覚しました。建基法に関する問題が一気に噴出した感があります。</p> <p>そもそも建基法は、制定後間も無くから、かつての食糧管理法、売春防止法と並んで3大ザル法といわれていました。建基法は昭和25年制定以来、毎年のように改正が行われ、大小取り混ぜ実に75回に及びます。</p> <p>地震等の自然災害、繰り返し発生する大規模火災を経験し、災害のメカニズムも解明され、法改正(単体規定)の効果があつたことは、紛れもない事実です。</p> <p>一方、建築技術、大型建設機械の進歩、それに都市の発展に伴い法(集団規定)の改正もまた不可欠でありました。</p> <p>国は法改正に当たって従前は、改正案について特定行政庁の意見を聞く形をとっていましたが、次第に東京、横浜の、いわばお膝元だけの意見を聞いただけの、行政庁の意見を聞いた形をとっただけで、建設省案を実施するようになりました。</p> <p>バブル期に至り、不動産業界を代表して、当時の(会社名)社長(個人名)氏の容積率緩和要請の国会における証言を背景に、国は容積率の緩和と、高さ制限の緩和を行いました。</p> <p>しかしながら、敷地の前面道路幅員による制限が働いて、容積の積み残しが出るとして、再三、高さ制限の緩和を図り、ついには天空率比較による高さ制限緩和と言う途方も無い制限を持ち込みました。悪法の最たるものといって過言ではありません。更に付け加えると、建築構造、材料などの、これまでの仕様規定から性能規定への変換は、告示による膨大な規制付加となつて、審査機関の担当者ですら、適否の判断、検査時の判定に多大な負担となつています。</p> <p>法改正の度に制限を付加するばかりで、膨大で、専門家ですら難解な法と化しました。建基法は一番の順法者(建築主)にとって、全く理解できない悪法になってしまいました。建基法は、設計者と審査者だけで合意しあえば、それでいいというものではないはず。このことは今回の(ホテル会社名)事件が明白に物語っています。</p> <p>民間指定確認機関制度が発足した原因の一つに、神戸大震災が発生した折に、未検査建築物が多数存在したことがあります。民間機関による検査の充実を目途としたものですが、未検査建築物が多数存在したのは、建築主側に、検査を受けたくない主原因があつたことを見落としてはなりません。即ち建ぺい率、容積率などの建基法の実態違反が存在しているからであります。</p> <p>(ホテル会社名)の事例は、確かに桁外れと思いますが、未検査建築物の例と同じく、完了検査後の違反改造は、個人住宅のレベルにいたるまで数多く存在します。</p> <p>この実態を国民が知つたならば、建基法は自壊するのではないかと危惧するものです。偽装事件は特異な事件と思いますが、完了検査後の違反改造は、驚くべき数になることと思います。</p> <p>建築主に理解できない法律にこそ、問題があると思われ。最低の基準を目的とするならば、過剰な制限をそき落とす簡明な、何より建築主が理解できる法であるべきと思います。</p> <p>国は法改正を急ぎ、審議会からの答申を得た上での改正を目指しておりますが、またこれまでと同じ方法でしのごうとしているとしか思えません。即ち官僚の用意した資料をもとに、審議会で意見を聞いて纏める方向であります。少なくとも確認業務の実務者を委員、もしくは参考人に加えなくては、問題点の実態が理解していただけるとは思えません。私には何より建基法が肥大化し、継ぎはぎだらけで、もう破綻しかかっているように思えてなりません。</p> <p>偽装がこの時点で再発するとは思えません。事件の処理は急がなければなりません。建基法全体の見直しを強く求めるものであります。</p> <p>なにとぞ委員各位の皆様方に実態を調査、検討をお願いするものでございます。</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 2 月 27 日 (所在地) (指定確認検査機関名) (氏名)</p>
153	氏名あり 連絡先あり	<p>構造計算書偽装問題についての提案 建築法規コンサルティングオフィス (氏名)</p> <p>私は、現在、民間で建築企画、建築計画に関する法規コンサルティングをしています。その前は、若い時から建築行政に従事し、建築主事としても数年以上、違反の取締りにも数年以上経験し、違反建築の告発もして来ましたが、欠陥住宅問題も、前々から関心を持ち、どうすればなくせるか消費者サイドに</p>

		<p>立って考えてきました。これに関する講演会も何回か聞きました。</p> <p>そのような経験をふまえ、消費者（建築主である場合と建物の購入者である場合の両方を含めて）の立場に立って、下記の通り提案したいと存じます。性善説のシステム（現在）から性悪説のシステムへ「悪化が良貨を駆逐する（グレシャムの法則）」システム（現在）*からその反対のシステムをどうすれば構築できるかを念頭におき考えたつもりです。委員の皆様、事務局の皆様にお読みいただければ幸いです。</p> <p>* 指定確認検査機関についていえば、スピード審査（手抜き審査）をしているところが栄えています。</p> <p>&lt;以下略（提案1から提案13など）&gt;</p>
154	<p>氏名 なし</p> <p>連絡先 なし</p>	<p>構造設計者であるが、今回の構造偽装以上に公共事業部門における建設業者等のコスト高、談合体質が問題である。過大な設計仕様になっている。</p> <p>また、マンション建築にあつては、デベロッパーと構造設計者とが直接意思疎通を図る場と機会が必要である（間に介在するゼネコンはそのようなことに消極的）。加えて、指定検査機関に能力がない中ではそれを推進すべきである。また、戸建て住宅は自己責任を原則とすべき（自分の家であれば設計、施工に関与が可能な筈）。</p> <p style="text-align: right;">（電話による聴取）</p>